

○住澤政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、経済や社会の構造変化を踏まえながら、税制全般の在り方については引き続き検討していくべき課題であると考へておりますが、他方で、法人税率の引下げ、これを近年行ってくるに当たりましては、課税ベースの拡大によって財源を確保して引下げを行ってきたというふうな事情もございまして、一々個別の点については割愛いたしますけれども、そういった様々を見直しが行われているということも御留意いただければと思います。

○福田(昭)委員 今、アメリカのバイデン大統領が、法人税を引き上げると言っているじゃないですか。イギリスの首相も、法人税を引き上げると言っているじゃないですか。それこそ、バイデンは、所得税も引き上げる、こう言っている。それで、今や、世界では株主・金融資本主義の見直しが始まっているんですよ。お金でお金をもうける経済を直していく必要がある、こういう考え方になっている。

アペノミクスの異次元の金融緩和で日銀が出しているお金は、四月十七日現在で、何と六百三十八兆三千億円も出している。しかし、そのうち当座預金に五百七十七兆五千三百億円、そのうち四百五十五兆六千億円は準備預金残高だということですよ。こんな金融緩和をして何になるんですか。どこかの国を助けているだけなんですか。

こういうお金でお金をもうける株主・金融資本主義を改めて、日本がちゃんと経済発展もし、税金もちゃんと入り、そして働く人の賃金も上がっていく、それこそ経済の好循環をつくりたい。そういうふうに変更のべきだということを申し上げて、大臣の答弁はもらえませんでしたけれども、私の質問を終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。
○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。今日は、消費税のインボイスの問題について質問をさせていただきます。先日、国税庁は、二〇二〇年四月から二二年二月までの、いわゆる新型コロナウイルスの影響を受けた事業者等に対する納税の猶予制度の特例措置の適用状況、これを公表いたしました。特例措置のうち消費税が占める割合は、適用件数が二十五万六千件余りで全体の五六%、適用税額が九千五百九十九億円で全体の五九・七%を占めました。どちらも六割弱ということ、圧倒的に消費税が多いという事は明らかだと思います。

以前にもお聞きしたのですが、これは、やはり赤字の企業であつても納税の義務が発生するという消費税の特性も、要因の一つと考えられるのではないかと、併せて一緒に聞きます。日本商工会議所の二〇二一年税制改正の要望には、企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべきと書き込まれました。また、その要望書で、適格請求書等保存方式、これはインボイス制度のことですが、これにつきましては、仕入れ税額控除の対象から外れる免税事業者、約五百万者と云われておりますが、これらに対する取引排除や不当な値上げ圧力等が生じらる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべき、こう日商が主張しているわけですね。

政府は消費税増税のときには転嫁対策を行ってきたわけですが、こうした団体も指摘している免税事業者への取引排除あるいは不当な値下げ圧力などについての対策も必要だと考へるわけですが、麻生財務大臣の認識を伺います。

○麻生財務大臣 これは、どの税目について今言われたような特例猶予を申請される等々、委員の御指摘のような事情も含めて、事業の状態とか、また資金繰り、様々な事情を踏まえた個々の経営者とか企業者で、判断によるんじゃないんですかね、当たり前の話ですけれども。

したがって、私も国税庁におきましては、いわゆる特例猶予というものの適用をするに当たって、納税者の置かれておられます状況と

うのをいろいろ考へないかぬところなんです。法令等々に基づいて適切に対応していくというのが基本であります。

今、免税事業者の話が出ておりましたが、取引排除とか不当な値下げとかいうものに対する懸念、これはもう最初から、この話が出たときによく出た話なんです。少なくとも、このインボイスの話が出たときに、いわゆる軽減税率というのをやる場合にはこれは必ず必要になりますよ。軽減税率を主張されたわけですから、共産党は、間違いないでしょう。そのときに主張されているが、必ずこれはインボイスがくつつかざるを得なくなりすよとあのときはよく申し上げたと思

私どもとしては、免税事業者への取引排除とか不当な値下げに対する懸念というのが、あのときもよく言われていたんですが、いわゆるBトウーCと言われる、顧客が消費者であるということは、小売業者やサービス業、いわゆるBトウーCの事業者とか、得意先の事業者が簡易課税制度の適用を受けているというふうな事業者、これはインボイスの交付を求められることはありませんから、その上で取引排除が、当然のことだと思ひますが、生じることがあると分かんないと思ひますが、商売をしたことがあると分かんないと思ひますので、商売をしていないと余りこの種の話は理解いた

ただ一回言いますよ。BトウーCの場合に、ビジネスから消費者といったような場合は、得意先の事業者というのが、簡易課税制度、BトウーBか、ごめんなさい、BトウーCの場合は、顧客がいわゆる消費者である場合は、小売業者やサービス業の方の事業者が、少なくとも得意先の事業者に対して、簡易課税制度の適用を受ける、そういった事業者であった場合は、インボイスを受け

出すことはありませぬから。だって、インボイスを出せということと言われることはありませぬから。そういうことで、インボイスの交付を求められ

ることはありませぬし、取引排除が生じるというのはちょっと考へにくいので。全ての免税業者について影響があるわけではありませぬよ、BトウーBの場合はいろいろ場合が出てくるだけであつて。

その上で、本制度の導入によって、いわゆるBトウーBの取引というものにおいて不当に扱われるというふうなことを回避せないかぬと言っておられるんですよ。ちょっとそここのところ、BトウーBとBトウーCの話がくちやくちやなつていっていると、もう全然話が分かんなくなつちやうか

その点で、例えば優越的地位にある、例えば卸の方が小売に対してとか親会社の方が子会社に対してとかいうような、地位を利用して一方的に不当な値引きを求めるといふことがないように、いわゆる独禁法とか下請法とかいった関連法令に基づいて適切に対処していくというように承知をしておりますので、制度の導入に向けて、これはまだ始まってはおりませぬけれども、いろいろ、周知広報を始めとして、きちんとした必要な取組を進めていかねばならぬところだと思ひてお

○清水委員 少なくとも我が党は一昨年の複数税率の導入と一〇%の増税には反対しておりますし、よく麻生大臣は商売しているから云々とおっしゃいますが、我々国会議員は、商売している経験があるなしにかかわらず、国民の様々な要求や税制についてはしっかりと熟知した上で質問するものだと考へておりますので、余りそういうフィ

ルターは通さない方がいいというふうにお思ひますが、いずれにしても、全ての事業者にはそういう不当な圧力はないかもしれないが、そういう場合があった場合には独禁法とか下請法等で対応することが必要だというふうにおっしゃられました。

免税事業者が取引排除や不当な値下げ圧力に対して取れる対応というのは、やはり三つあると思ひます。一つは、もう課税業者になる。分

かりました、では消費税を払います、取引してくださいます。二つ目は、値下げ圧力を受け入れる。おまえのところは仕入れ額控除ができないからその分下げろ、こういう値下げ圧力。三つ目は、もうその仕事を諦める、廃業を含み諦めますよね。この三つしかないと思うんですね。

平成三十一年二月二十六日の当委員会、我が党の宮本徹議員の質問に対し、財務省の当時の主税局長が、インボイス制度の導入により二千四百八十億円の増収を見込んだ試算について説明しました。そこでは、四百八十八万者の免税業者のうち百六十一万者程度が課税業者に転換すると答弁しました。

要するに、圧力に対する免税業者の対応の中で、私が今言った一番目のケース、課税業者になるしかない、こういう業者のことが百六十一万者ということ、これは間違いなんでしょうか。端的にお答えください。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の試算につきましては、平成二十七年の国勢調査等を基にして推計した免税事業者の数のうち、農協等に出荷する農林水産事業者、これについてはインボイスの特例を設けられておりますので、こういったもの、また、非課税売上上げが主たる事業の事業者などを除きました免税事業者数にBトウーB取引の割合である約四割程度を乗じて、百六十万者程度と機械的に試算をしたものでございます。先ほどのお話でございます、BトウーC、BトウーBで分けますと、BトウーCに関してはインボイスは基本的に関係がない、BトウーBについては四割ぐらいなので、それをざっくり掛けて百六十万者という試算でございます。

他方、この試算につきましては、あくまで機械的な掛け算による試算でございます。先ほど大臣からもお話がありましたように、BトウーBの取引の場合であっても、相手方が売上高五千万円以下、課税売上五千万円以下の小規模な事業者であって簡易課税の適用を受けている場合には、

相手方の事業者はインボイスを必要といたしませんので、インボイスの導入による影響はないということになります。また、相手が本則事業者、本則の課税をやっている事業者であっても、免税事業者からの仕入れについて、インボイス導入後三年間、八〇%仕入れ額控除が可能であるという仕組みも設けられております。

また、実際の取引関係というのは様々な条件によつて左右されますので、こういったものを勘案いたしますと、制度開始後にこの百六十万者が課税転換をしなければいけない、そういった性格の試算ではないというふうに御理解いただければと思います。

○清水委員 機械的に割り出すとそうなるということをお認めになりました。

課税業者への転換圧力が想定される業者の一つが、いわゆる建設業の一人親方なんです。

国土交通省の建設業の一人親方問題に関する検討会のアンケート調査によると、免税業者であれば、インボイス制度が令和五年度から施行されることにより、一人親方の仕事が多くなるという現場の声を紹介しております。

約五十万人いるとされる一人親方の平均年収は約四百万円です。仮に課税業者になった場合、ほとんど経費がかかりませんので、約四十万円の消費税の納税が発生するわけです。取引先、つまり元請会社が業務委託契約の金額を四十万円増やしてくれなければ、いわゆる四百四十万円税込みにしてくれなければ、納税のための原資は発生しないわけですね。現在は免税業者ですから、ですから、契約額を四百四十万円に元請が引き上げてくれなければ、年収四百四十万のいわゆる一人親方、これはどうやって消費税を納税したらいいんでしょうか。

○住澤政府参考人 いわゆる一人親方の方が課税事業者になった場合につきまして、どういうことになるかということでございますが、課税事業者になりますと、免税事業者の場合と異なりまして、仮に何らかの課税仕入れがあった場合につき

ましては、この仕入れ額控除が可能になるということでございます。今もお話のように、ほとんど経費がなくて課税仕入れもないというケースであっても、課税売上一千万円以下の小規模な事業者の方ということで、簡易課税制度の適用が当然に可能でございます。一定割合の仕入れ額控除が可能になるということでございます。

したがって、現在の契約金額に更に一〇%上乗せした金額がもらえないと手取りが減ってしまうとか、そういうことには必ずしもならないということでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、実際そういう状況になったときの契約金額については、労働の需給でありますとか、一人親方の方が提供している技術やサービスの水準ですとか独自性、様々な取引条件の影響を受けるものがございますので、一概に、こういった納税状況があるはその帰着状況になるかということをお答えすることは難しいということをお答えしたいと思います。

○清水委員 住澤局長のお話は、全くこれは机上だけでお話しされておられまして、現場の実態を全く鑑みていないと言わざるを得ないんですね。

うえの賢一郎委員、当委員会の与党筆頭でありまして、昨年九月七日、日本税理士政治連盟から要望を受けておられまして、調べました。この政治連盟がこう言っているんですね、令和三年度重点要望で、免税事業者が適格請求書、インボイスを発行できないに伴い、取引から排除されることや、また、不当な値下げの圧力等により経営状態が圧迫されることのないように対策を講じなければならぬ。

住澤局長は、猶予期間を設けるだとか、いわゆる簡易課税も選ばれると言いますけれども、税理士連盟の方々が当委員会の筆頭理事に、こういう懸念があると言っているじゃないですか。そういうところをしっかりと見ないと駄目ですね。結局は、住澤局長は、身銭を切つて事業者者に

払えと言っているに等しいんですね。内閣官房等が今年三月二十六日に公表したフーリランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインのパブリックコメントには、次のような意見がありました。

二〇二三年十月に導入予定の消費税のインボイスでは、適格請求書を発行できない免税事業者からの仕入れは仕入れ額控除ができないとされている。このため、免税事業者から仕入れを行う事業者は、免税事業者に対して、仕入れ額控除ができないことを理由に、取引価格の見直し、取引の停止、適格請求書発行の強要、事業者への登録の要求等を行うことが想定される。本ガイドラインで定義するフリーランスには免税事業者が多く含まれると想定されることから、どのような行為が独禁法、下請法に抵触する可能性があるのか、一般的な考え方や想定例を本ガイドラインにおいて示すべきである。こう書かれております。

そこで、私、公正取引委員会に今日は来ていただきました。免税事業者との取引は行わない、おまえのところと取引しても仕入れ額控除できない、だからもう取引しないと通告してきた場合、これはいわゆる独禁法や下請法に抵触するんじゃないか。

○田辺政府参考人 お答えいたします。

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由であり、課税事業者が、インボイス制度導入後においては、免税事業者との取引について、仕入れ額控除を行うことができなくなるということを理由として免税事業者との取引を見直して、その結果として免税事業者との取引を停止したとしても、その行為自体は基本的に独占禁止法又は下請法上問題となるものではないと思っております。

いずれにいたしましても、免税事業者との取引における独占禁止法、下請法の適用につきまして、事案に応じて個別に判断していくこととなるということでございます。

○清水委員 いや、個別に対応すると言われるんだけれども、今言ったような例が規制されないということであれば、誰が免税事業者の苦しみを救ってくれるんですか。

今年二月二十五日の予算委員会第三分科会で、やはり同じ委員の神田憲次委員がこのインボイスの問題について質問されておられまして、そのときに住澤局長はこういうふうにおっしゃっておられるんですね。中小企業の方が、インボイス制度の導入に伴って、例えばその優越的な地位の濫用でありますとか、下請法に反する様々な被害に遭わないようにということ、この辺は関係省庁と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。これは住澤局長の答弁ですね。

ところが、今、公正取引委員会は、個々の例によるんだと。必ずしも仕入れ額控除ができないことのみをもってこれは規制にはならないと言った。結句、こうしたことで排除されたとしても、免税事業者は救われないじゃないですか。結局、身銭を切つていわゆる消費税を払うのか、課税事業者になるのか、あるいは取引から排除されるのか、廃業するのか。

ですから、住澤局長、あなた自身でこの答弁をされたわけですから、公正取引委員会等と連携して、こういうインボイスを発行できないという事業者に対する不当な扱いは厳しく規制しますと。はっきり言ってくださいよ。

○住澤政府参考人 予算委員会の分科会におきまして、私は、その優越的地位の濫用でありますとか下請法に違反するような事態が生じないようにということ、連携して取り組んでいくということ、今おっしゃられたとおりの答弁をいたしました。

先ほど公取からも答弁がございましたのは、独占禁法や下請法、こういったような法令に違反する

ものについては適切に対応していくという趣旨だったと思っておりますので、インボイスの導入に当たりました、こういった関係法令に違反する事象がないようにということ、関係省庁連携して取り組んでいくということは両者一致した考え方であります。適切に対応してまいります。適切に対応してまいります。

○清水委員 だから、それでは不十分なんです。ですから、いわゆる元請が例えば一人親方に仕事を発注する際、その納期、技術、サービスなどが同じであれば、仕入れ額控除ができるかどうかということをもつて判断するに決まっています。ないですか。

そのときに、それまで取引されていた事業者が、インボイスを発行できないことによつていわゆる取引を排除されるということが、優越的地位の濫用あるいは下請法に違反するの、この聞いたら、個々のケースによるのか答えず、いや、やがて答弁をはぐらかしますから、これでは、インボイスが導入されて、幾ら猶予期間を持つと、私は救うことはできないというふうに思いま

最後に、財務大臣に訴えたいんですが、今言いました日本税理士連盟もそうですが、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士連合会、全国青年税理士連盟、税経新人会全国協議会等々が、インボイスは延期してほしい、少なくともこのコロナの下で十月からの登録はやめてくれと訴えているわけですが、そのことに対して、いわゆる与党だつて、これは税調が、こうした要求は届いているはずですから、そこをよく受け止めていただいて、せめて十月からの事業者登録については延期を、検討する、こういうふうにしていただけないでしょうか。

○越智委員長 麻生財務大臣、申合せの時間が過ぎておりますので、よろしくお願いたします。

○麻生国務大臣 時間が過ぎているようなので。

十月からの延期は考えておりません。それが一番簡単な、時間なんだと思えますけれども。

○清水委員 「それに賛成していません」と呼ぶ。複数税率に賛成していません。私の記憶で、十月から実施されるということにされたんじゃない。違いますか。何か、私の記憶が違っているかな。清水委員「それに賛成していませんよ。複数税率に賛成していません」と呼ぶ。

○越智委員長 清水君、申合せの時間が過ぎていますので、論点を簡潔にしてください。

○清水委員 当然分かっておりますが、複数税率に賛成していませんので、そこだけ訂正していただいて、質問を終わります。

○麻生国務大臣 共産党はあるとき反対されたのね。失礼しました。

○清水委員 終わります。

○前原委員 国民民主党の前原です。まず、お配りしている資料の一枚目を御覧いただきたいと思いますが、納税猶予制度の特例措置の適用状況が書かれております。

既存の猶予制度と比べますと、件数でいうと、七・七倍の三十二万二千八百一件。税額は、何と、平成三十事務年度と比べると二十一・八倍ということ、一兆五千七百七十六億四千七百円ということ、かなり納税猶予がなされているということ、これは、需要がなくなる、消滅をし、売上げが落ちるといふ業態がたくさんござります。また、今なお、第四波、変異種ということ、今度は四つの蔓延防止等重点措置が取られるということ、これから、外出を控えてくだ

さい、移動を控えてください、会合、会食を控えてください、こういったことをお願いをしていくことになるわけでありまして。そうすると、鉄道業者、サービス業、観光業界など、大きな影響がこれからも継続するということが考えられるわけでありまして、まず、財務大臣に伺います。

この納税猶予制度は原則一年で、状況に応じて更に一年間延長できるということになっておりますけれども、これはあくまでも去年の納税猶予が更に一年延長できるという理解でよろしいですか。

○越智委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 速記を起してください。

麻生大臣。

○麻生国務大臣 既存の猶予制度を使って猶予ができるということ、申上げております。今、既存のやつがありますから、例の、猶予した場合については延滞、昔と違って今は一%の延滞というので猶予できる。今までは、一%の延滞という場合は今使っているのは使えませんが、これまでも、一%の延滞というので猶予できるといふことを申し上げております。よろしいですか。

○前原委員 私が問いたいポイントは、これからまた、言ってみれば、売上げが落ちて納税できない方々がいっぱい出てくると思うんです。そういう方々はどう考えるのかということ。つまりは、納税猶予をしていますね。それで、これだけ、件数でいうと七・七倍、そして税額でいうと二十一・八倍になっているわけですよ。今年も納税できない人たちがたくさん出てくるんじゃないか、それについては今年もそういうものをやるべきだと私は考えているわけですが、そういうことをやるおつもりがあるのかどうなのか。その点についてお答えください。

○麻生国務大臣 今おっしゃいましたように、これまでの実績というのを見ますと、今約一・五